

特記仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、宇治市(以下、発注者)が発注する「木幡8号排水路測量業務委託」(以下、本業務)に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、別発注の「木幡8号排水路詳細設計業務委託」に必要な測量業務(基準点測量、路線測量、現地測量)を行うことを目的とする。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、令和7年12月5日までとする。

(関係書類)

第4条 受注者は、契約締結後、速やかに関係書類を提出しなければならない。

(テクリス(TECRIS)への登録)

第5条 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上となる場合、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績として、業務カルテを作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容変更時は変更があった日から土曜、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録期間に登録申請しなければならない。

(技術者)

第6条 主任技術者及び担当技術者は、受注者との間に雇用関係がなければならない。

(貸与資料)

第7条 設計図書に定める図書及びその他関係資料を貸与するものとする。貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合、監督職員に返却するものとする。また、発注者からの貸与資料について、他の目的に使用してはならない。

(守秘義務)

第8条 受注者は業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報の取扱いには十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、目的外の使用を禁止し、目的完了後直ちに返却すること。万が一個人情報漏洩した際は、監督職員に直ちに報告し、その指示に従い対応すること。

(費用の負担)

第9条 業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

(土地への立ち入り等)

第10条 現地踏査等の実施にあたり、第三者の土地に立入る場合は、あらかじめ監督職員および土地の所有者の了解を得て立入るものとする。また、受注者はあらかじめ証明書交付願を発注者に提出し、証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯すること。なお、業務完了後 10 日以内に証明書を発注者に返却すること。

第2章 測量業務一般

(基準等)

第11条 本仕様書に定めなき事項は、契約書・設計図書によるほか、次の基準等に準ずるものとする。なお、本業務は、世界測地系によるものとする。

- a) 宇治市「測量業務共通仕様書」、「公共基準点等管理保全要項」
- b) 国土交通省近畿地方整備局「土木設計業務等委託必携」
- c) 京都府「土木設計業務等委託必携」
- d) 日本測量協会「国土交通省公共測量作業規定」、「公共測量作業規定の準則」

(測量の疑義)

第12条 設計上、疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、問題解決に当たらなければならない。

(既知点の使用)

第13条 既知点は国土地理院が設置した都市再生街区基本調査街区多角点および節点を使用すること。また、使用に際しては宇治市「公共基準点等管理保全要項」によるものとし、あらかじめ管理者の承認を得るものとする。

第3章 測量業務細則

(業務内容)

第14条 測量の業務内容は次のとおりとする。

1) 打合せ

打合せは、業務着手時、中間打合せ 1 回、成果品納入時の計 3 回行うものとする。ただし、中間打合せは調査職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、成果品納入時には原則として主任技術者が立ち会うものとする。打合せは、会議等記録簿(様式 16)に取りまとめ、監督職員に提出し、相互確認を行うこと。

2) 基準点測量

基準点測量は、既存の基準点と整合を図るものとする。なお、GPS 測量を行う場合は、現場条件の精査を行い、良質なデータの確保に努めるものとし、これにかかる費用は受注者の負担とする。

3) **路線測量**

仮 BM 設置測量は、縦断測量および横断測量に必要な水準点を現地に設置し、標高を求めるものとする。

4) **現地測量**

現地測量は、構造物および官民境界と思われる箇所に座標値を持たせるものとする。なお、測量範囲については、監督職員と協議のうえ、決定すること。

第4章 その他

(成果品の提出)

第 15 条 本業務の成果品は、宇治市測量業務共通仕様書および国土交通省公共測量作業規定に基づくものとし、成果品部数は正・副各 1 部とする。成果品項目は以下のとおりとする。

【基準点測量】

業務区分	成果品の名称	備考
基準点測量	成果表 成果数値データ 基準点網図 観測記簿 計算簿 点の記 建標承諾書 精度管理表 点検測量簿 平均図 測量標の地上写真 測量標設置位置通知書 基準点現況調査報告書 その他必要とされるもの	

【路線測量】

業務区分	成果品の名称	備考
路線測量	観測手簿 計算簿 成果表 引照点図 点の記 精度管理表 その他必要とされるもの	

【現地測量】

業務区分	成果品の名称	備考
現地測量	地形図原図 精度管理表 その他必要とされるもの	

(設計業務との調整)

第 16 条 本事業の詳細設計業務は、別発注の「木幡 8 号排水路詳細設計業務委託」にて業務委託を行っている。測量業務について調整事項等があれば、相互に協力して業務を進めていくこと。